

国立大学法人東海国立大学機構「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画

女性教員を増やし、女性の上位職を増やし、さらに女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 本機構の課題

- 課題1： 女性教員比率が低く、自然科学・医学系に加えて、文系においても博士課程女子学生比率に比して格段に低い
- 課題2： 女性の上位職比率が低く、意思決定への女性の参画が低い。
- 課題3： 教職員が出産・育児・介護等の家庭生活と仕事を両立できるように、さらに支援する必要がある。

3. 目標と取組内容・実施期間

目標1：女性教員比率を令和7年度（2025年）までに名古屋大学は27%以上、岐阜大学は23%以上に増加させる。

<取組内容>

- 女性教員増員策を強化し、全部局の女性教員採用の数値目標をたて、若手女性教員（40歳未満）比率の増加に重点をおきつつ、全学の女性教員比率の目標達成にむけて全学的に取り組む。（名古屋大学）
- 女性教員増加策を強化し、若手女性教員（40歳未満）比率に重点をおきつつ、全学の女性教員比率の目標達成に向けて全学的に取り組む。（岐阜大学）

目標2：女性上位職比率を令和7年度（2025年）までに名古屋大学は27%以上、岐阜大学は23%以上に増加させる。

<取組内容>

- 女性教職員を対象にしたリーダーシップ研修を行う。
- 機構長、名古屋大学総長および岐阜大学長のリーダーシップにより、役員、運営会議メンバー、教育研究評議会メンバーの女性登用を促進する。

目標3：出産・育児・介護等の家庭生活と仕事の両立を可能にする環境整備を行う。

<取組内容>

- 長時間労働を是正し、ワークライフバランスを促進するために、「教職員のワークライフバランスを応援するアクションプラン」を周知する。

「教職員のワークライフバランスを応援するアクションプラン」

- 1 午後5時15分以後及び休日の会議開催の原則禁止。
- 2 部局長は育児休業を取得しやすい環境を整備し、その制度及び支援体制について周知徹底

する。

3 部局長は2歳に達するまでの子どもを養育する教員については、各部局の事情に応じ適宜判断し、授業担当（例：5限目授業）、委員会業務等を軽減又は免除する。

※ 3の対象となる教員は、男女を問わず、単身（配偶者なし、単身赴任等）または配偶者が就労中（長期療養中等も含む）の者とする。

※ ここでいう単身赴任とは、単身赴任手当の受給の有無に関わらず、家族と別に暮らしている者とする。

○ フレックスタイム制や在宅勤務制（テレワーク等の活用）等柔軟な働き方に資する制度の検討・導入を行う。

<実施期間>

令和3年4月1日～令和8年3月31日